

二有之

誌

全過

(1) 事業主側

特異ノ行動ナシ

(2) 労働者側

別誌ノ如キビラシ領布ニ結束ニ努メヨクアリ

(3) 交渉状況

A、本月四日組合代表各因次郎志外三名ハ工場主ニ

會見新術ノ結果工場主ハ第一項ニ關シ輸出品ハ従

弟ソレヲ當ラレメ職工ニハ内地物ノミニ當ラレシムル旨

議歩シタルモ解決ニ至ラズ

B、五日更ニ両者會見シ工場主ハ最後案トシテ

一人額友禪十二碼物十枚建四円八十錢上廿五錢但廿

碼物ハ鳴増ト共ニ上一割五分増

(十枚建トハ型十枚ヲ用ヒテ枚裏表共使用スル六枚ヲ謂ヒ上トハ型一枚増ヲ謂フ)

以内地物モスリシ友禪ハ従前通

ハ休業手當ハ一日六十錢支給

ノ条件ヲ示シタルニ組合側ハ快議ヲ上回答スル旨ヲ答ヘ

テ辞去セリ

ハ備考

他工場ニモ賃金問題ニ付紛議ヲ生シタル必マリテ本

年議ノ解決条件如何ハ他ニ影響スルヲ以テ爭議困側

ハ態度硬化シ解決困難ト為レリ